

市川市放射線量測定器の貸出しに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民がその居住する地域の放射線量を把握するために、市民等に対して市が保有する放射線量測定器を貸し出すことに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出しを受けることができる者)

第2条 放射線量測定器の貸出しを受けることができる者は、市内に住所を有する者若しくは土地若しくは家屋を所有している者又は市内において事業活動を行っている者とする。

(貸出窓口)

第3条 放射線量測定器の貸出しを行う窓口（以下「貸出窓口」という。）は、環境清掃部環境保全課、行徳支所総務課及び市民部大柏出張所とする。

2 貸出窓口における放射線量測定器の貸出し及び返還は、月曜日から金曜日（市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和55年条例第1号）第5条第1項に規定する日を除く。）（以下「開庁日」という。）の午前9時30分から午後4時までの間とする。

(貸出期間)

第4条 放射線量測定器の貸出しを行う期間（以下「貸出期間」という。）は、開庁日の2日を限度とする。ただし、市長は、放射線量測定器の貸出しの効率化又は放射線量測定器の貸出しを受ける者の利便性の向上を図るために必要があると認めるときは、貸出期間を変更することができる。

(費用の負担)

第5条 放射線量測定器は、無償で貸し出すものとする。

2 貸出しを受けた放射線量測定器の運搬、管理等に要する費用は、当該貸出しを受けた者の負担とする。

(貸出手続)

第6条 放射線量測定器の貸出しを受けようとする者は、市川市放射線量測定器貸出申込書（様式第1号）により、市長に申し込まなければならない。

2 前項の申込書の添付書類は、第2条に規定する貸出しを受けることができる者であることを証する書類とする。

3 市長は、第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査の上、当該申込みに対し承諾するか否かを決定し、市川市放射線量測定器貸出承諾・不承諾通知書（様式第2号）により当該申込みをした者に通知するものとする。

4 前項の規定により放射線量測定器の貸出しの承諾を受けた者（以下「借受人」という。）は、貸出窓口において、市川市放射線量測定器貸出承諾・不承諾通知書を提示して、放射線量測定器の貸出しを受けるものとする。

（注意義務）

第7条 借受人は、放射線量測定器を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（報告義務）

第8条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

(1) 放射線量測定器の動作に不具合があったとき。

(2) 放射線量測定器を壊し、又は失わせたとき。

（目的外使用等の禁止）

第9条 借受人は、放射線量測定器を市長から承諾を受けた放射線量測定器の使用の目的以外に使用し、又は転貸してはならない。

2 借受人は、放射線量測定器を営利目的で使用してはならない。

（貸出しに係る契約の解除等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないで直ちに放射線量測定器の貸出しに係る契約を解除し、借受人に対し、放射線量測定器の返還を請求することができる。

(1) 借受人が第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 借受人が前3条の規定に違反したとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により返還の請求を受けた借受人は、直ちに貸出窓口において放射線量測定器を返還しなければならない。

(返還)

第11条 借受人は、前条第2項の規定により放射線量測定器を返還する場合を除き、市長から承諾を受けた貸出期間内に貸出窓口において放射線量測定器を返還しなければならない。

(損害賠償)

第12条 借受人は、その責めに帰すべき事由により放射線量測定器を壊し、又は失わせたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。